

国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 12 号

国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の特例に関する規則の一部を改正する規則

国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の特例に関する規則（令和 7 年国見町規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 7 年」を「令和 8 年」に、「令和 8 年」を「令和 9 年」に、「50」を「100」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。